



家畜衛生だより

令和2年11月第22号（鶏）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

香川県で6,7例目の高病原性鳥インフルエンザ 疑似患畜確認！

【概要】

所在地：香川県 三豊市（1, 3～5例目の農場から半径3km以内）の6農場

6例目 採卵鶏（約14.7万羽）

＞疫学関連農場：①採卵鶏（約1.9万羽）、②採卵鶏（約11.6万羽）
③肉用鶏（約5.7万羽）、④肉用鶏（約1.6万羽）

7例目 採卵鶏（約49.5万羽）

経緯：11月19日、死亡鶏増加の通報、農場へ立入。簡易検査で陽性。

20日、遺伝子検査でH5亜型を確認。防疫指針に基づき、6例目と疫学関連のある4農場も疑似患畜であることを確認。

★こまめに飼養衛生管理の確認と徹底を！！

- 鶏舎ごとの長靴、手袋の交換、手指消毒
- 出入り車両の消毒
- 防鳥ネット等の網目は2cm以下
鶏舎の隙間（壁、集卵ベルト、除糞ベルト等）を塞ぐ
防鳥ネット、金網、ロールカーテン等の破損の修繕
→段ボール等による応急措置も含めて早急に改善を！



！！ 嚴重警戒！！

香川県の家きん7例の他、北海道や鹿児島県において、野鳥の糞便などから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されており、渡り鳥が飛来するシーズンを迎え、発生リスクは極めて高くなっています。

農場に関わる**全員**が飼養衛生管理を正しく、**毎日継続**して行うことが大切です。継続的な実施に努めてください。

疑わしい症状があれば速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡を！

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

発生農場と関連がある農場の取扱い

発生農場と行き来があった場合、自農場や系列農場の家きんに異常がなくても、状況に応じて農場の家きんが防疫措置の対象となることがあります。

農場を複数持っている場合や堆肥舎などを共有している場合は特に注意してください。

1. 疑似患畜となる場合

- ①患畜または、遺伝子検査で陽性になった家きんが確認された農場で、発生日からさかのぼって7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた人が、その農場で飼養管理を行った以降に直接の飼養管理を行った他の農場の家きん
- ②発生日からさかのぼって7日目の日から現在までの間に患畜または疑似患畜と他の農場の家きんが接触したことが明らかとなった家きん
- ③発生日からさかのぼって7日目の日より前に患畜または疑似患畜と他農場の家きんが接触したことが明らかとなり、患畜となる恐れがあると家保が判断した家きん

↓

- 農場は疑似患畜発生農場となります。①の場合、原則、農場内の家きん、卵、餌、鶏糞などは処分されます。②③の場合、当該家きんは処分されます。また、当該家きん舎由来の卵、餌、鶏糞などは処分されます。
- 疑似患畜発生農場を中心に制限区域が設定されます。

2. 疫学関連家きんとなる場合

発生農場における疫学情報の収集、農場等における人・車両等の出入りの状況の確認等により、以下①～③に該当することが明らかになった、及び④に該当する場合

- ①発生日からさかのぼって8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
- ②発生日からさかのぼって8日以上21日以内に臨床症状を示していた疑似患畜と接触した家きん
- ③上記1の②③により疑似患畜となった家きんと同じ農場で飼養されている家きん
- ④その他
発生日からさかのぼって21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人・物・車両が、その出入りから7日以内に自農場の衛生管理区域に出入りし、出入り時の消毒等の実施状況に不備等があり、国と協議したうえで該当すると判断された家きん

↓

- 当該家きんの移動が制限されます。(当該家きん以外は国と協議の上、対象物と制限期間を決めます。)
- 直ちに家保が臨床検査を行います。
- 毎日、死亡羽数の報告を求めます。
- 患畜・疑似患畜と接触した日、もしくは疫学関連家きんと判定された後、14日を経過した日に家保が臨床検査および簡易検査を行います。この検査で陰性となれば国と協議のうえ移動制限は解除されます。